

第 5 部

快適環境の現況と対策

第 1 章 文化財	177
第 2 章 自然景観	179
第 3 章 都市公園等	182

第5部 快適環境の現況と対策

第1章 文化財

第1節 文化財の概況

本県は「ひむかの国」として古くから歴史に登場し、歴史的にも文化的にも多数の優れた遺産が残されています。これらの遺産は、県の歴史と文化を語るうえで欠くことができないものであり、また、環境保全の観点からも、歴史的・文化的雰囲気など、快適な環境へのニーズの高まりに応えるために重要なものとなっており、永く県民の財産として保護、保存に努めなければなりません。

指定された文化財は、法律や条例により、その現状を変更したり、その保存に影響を及ぼす行為が規制されています。道路建設や宅地造成などの多種多様な開発事業の進む中でも、文化財は大切に守られています。しかし、非意図的に損傷を受けたり、自然災害などが起こることもあります。そのため県では、文化財保護指導委員にパトロールを委嘱し、情報の収集に努めています。また、市町村とも連携し、文化財の保護管理事業を進めています。

また、埋蔵文化財については、開発事業の調整を行い、発掘調査による記録保存等の措置を講じています。

一方、文化財保護法には文化財の活用という重要な視点があります。このことによって、国民の文化の向上に役立て、世界文化の進歩に貢献するという目的を持ちます。そのため、環境整備については、市町村、県、国を挙げて積極的に取り組んできました。我が国第1号の「風土記の丘」である特別史跡西都原古墳群の保存整備事業もその一つです。これは、文化庁が平成7年度から始めた「大規模遺跡総合整備事業（古代ロマン再生事業）」（平成9年度から「地方拠点史跡等総合整備事業（歴史ロマン再生事業）」として再編）に選定され実施しているもので、当初の平成7年度から11年度までの5か年計画（第1期整備）を、14年度まで延長して整備を進めています。平成8年度は、古代生活体験館の建設や13号墳の発掘調査を行いました。13号墳については、平成11年度埋葬施設が見学ができるよう整備を行いました。平成12年度には西都原古墳群遺構保存覆屋が完成し、平成14年度末完成予定の100号墳の保存処理、遊歩道・ポケットパークなどの整備も進めています。

なお、平成14年3月末現在の文化財の指定状況は、表5-1-1のとおりです。

表5-1-1 文化財等の指定状況

国指定文化財	件数
重要文化財	13
重要有形民俗文化財	3
重要無形民俗文化財	5
特別史跡	1
特別天然記念物	4
史跡	18
名勝天然記念物	1
名勝	3
天然記念物	41
重要伝統的建造物群保存地区(選定)	3
国登録文化財	10
計	102

(平成14年3月末現在)

県指定文化財	件数
有形文化財	45
無形民俗文化財	22
史跡	96
名勝	7
天然記念物	19
計	189

市町村指定文化財	件数
有形文化財	449
無形文化財	6
有形民俗文化財	5
無形民俗文化財	89
史跡	124
名勝	4
天然記念物	94
計	771

第2節 天然記念物

本県の天然記念物の数は、表5-1-1にあるように、国指定の特別天然記念物が4件、天然記念物が41件、県指定の天然記念物が19件、市町村指定の天然記念物が94件です。

天然記念物は、文化財の中で、特に環境の変化の影響を受けやすい分野です。水質の悪化は、水に命をゆだねる動植物の生存をおびやかします。むやみな森林の伐採は、周辺で生活する動植物に直接または間接に悪影響を及ぼします。また、豪雨時の濁流等により、周辺の地質鉱物への影響も計り知れません。

天然記念物に起こる障害は、自然災害によるものが一番多いのですが、人為的な影響も少なくありません。

天然記念物で最近懸念される問題に、アカウミガメの上陸回数の減少があります。かつては年間1,500頭近く上陸していたものが、最近は1,000頭以下に落ち込んでいます。これは、全国的にも同じような傾向です。原因としては、産卵地の環境の悪化等が考えられています。海浜の自然環境を守ることも課題の一つとなっています。

第3節 名勝

名勝とは、景観の優れた所であり、自然的なものと人工的なものがあります。自然的なものとしては、風致景観の優秀なもの、名所あるいは学術的価値の高いものがその対象となり、具体的には、高千穂峡や尾鈴山の瀑布群等があげられます。人工的なものとしては、公園や庭園、橋梁や築堤で芸術的あるいは学術的に価値の高いものがその対象となり、具体的には、妙国寺庭園（日向市）や勝目氏庭園（日南市）等があげられます。

名勝は、周辺の景観と一体をなすものであり、周辺の景観が損なわれると著しくその価値が下がるので、周辺環境を含めた保存整備が望まれます。

第4節 史跡及び重要伝統的建造物群保存地区

史跡とは、歴史上重要な場所あるいは重要な施設をさします。具体的には、貝塚、古墳、城跡、社寺跡、旧宅等です。指定された文化財の中では古墳が圧倒的に多く、よく保存・整備されています。また、城跡については、指定されている数は少ないものの、相当数存在することが分かっており、現在各地で調査が進められています。

また、史跡とは別に、宿場町や城下町、農漁村等として歴史を持つ町や村において、往時の姿を広域にわたって残している地区があります。文化財保護法では、これらの生活圏を含めた地域を伝統的建造物群という文化財として定義しています。伝統的建造物群は、市町村が条例により決定しますが、国によって特に価値が高いものとして選定された地区を、重要伝統的建造物群保存地区といます。この重要伝統的建造物群保存地区は、県では、日向市の美々津（港町）、日南市の飢肥（城下町）、椎葉村の十根川（山村集落）の三地区です。

現在、道路交通網の整備や宅地開発、近代建築の波が押し寄せる中、埋蔵文化財や歴史的町並みの滅失が急速に進んでいます。なくした貴重な文化財は、二度と取り返すことはできません。近年、生活水準の向上や県民の意識の変化により、生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的遺産などを相互に調和させた空間、すなわちアメニティが求められています。歴史的遺産を大切に保存するということは、県民の暮らしに精神的な豊かさをもたらすことにもつながります。

第2章 自然景観

第1節 自然景観資源

本県には、日南海岸や日豊海岸に代表される海岸景観、九州山地に係わる山地景観など、多様なすぐれた景観が多数分布しています。

環境省の「第3回自然環境保全基礎調査 - 自然景観資源報告書」（平成元年3月）によれば、本県の自然景観資源は40種356か所にのぼり、全国15,468か所の2.3%を占めています。内容をみると、陸景として、火山景観が7種43か所、山地（非火山性）景観が5種31か所、石灰岩景観が1種7か所などがあり、また、水景としては、海岸景観が14種132か所、河川景観が7種127か所、湖沼景観が2種9か所などがあります。本県の地形的特徴から、海岸景観が種類、箇所数ともに最も多く、次いで河川景観、火山景観、山地景観となっています。

第2節 巨樹・巨木林

巨樹・巨木林は地域のシンボルとして、また良好な景観の形成のために重要な役割を果たしています。

環境省の「第4回自然環境保全基礎調査 - 巨樹・巨木林調査報告書」（平成2年3月）によれば、本県は温暖多雨な気候、九州山地に連なる地形などの関係から巨樹・巨木林の件数は738件にのぼります。樹種は58種に及びますが、スギ（218本）、クスノキ（177本）、イチイガシ（88本）、タブノキ（8本）、イチヨウ（70本）などが多くなっています。

市町村別では、宮崎市が65件と最も多く、次いで西都市62件、国富町41件、綾町39件となっています。

第3節 名水

1 名水百選

環境省が、清澄で、古くから地域住民の生活に馴染み、住民自身の手によって保全活動がなされてきた全国の水を広く一般に紹介し、認識普及を図ることを目的として、昭和60年度に、「名水百選」を発表しました。本県からは、表5-2-1（資料編P340参照）のとおり、「出^{いで}の^{やま}山湧水」と「綾^{あや}川湧水群」の2つが選ばれています。

2 宮崎の名水

県では、平成4年度に、本県の豊かな自然に育まれた河川や湧水などの水環境の中から、特に良好なものを県民に広く紹介することにより、その保全と水質保全意識の向上を図るため、「宮崎の名水」として表5-2-2（資料編P340～P341参照）のとおり21件を選定し、紹介のためのガイドブック「ひむか水紀行」を発行しました。

第4節 音風景

平成8年度に環境庁が行った、残したい“日本の音風景100選”事業は、環境計画の趣旨を踏まえ、各地域において地方公共団体、住民等の協力により良好な音環境を保全しようとする取組を支援する目的で実施されたものです。

全国各地で人々が地域のシンボルとして大切にし、後世に残していきたいと願っている音の聞こえる環境（音風景）を広く公募し、音環境を保全する上で特に意義があると認められるものを認定しています。

本県では、表5-2-3に示す2つの音風景が選ばれています。

表5-2-3 日本の音風景100選（本県分）

名 称	所在地	概 要
えびの高原の野生鹿 <small>こうげん やせいじか</small>	えびの市	えびの高原は動植物の宝庫で、夜になると野生鹿が高原一帯を大小の群をなして行動します。特に秋は、雄鹿が雌鹿を呼ぶ「キーン、キーン」という鳴き声が、高原の暗闇によく響きわたります。
三之宮峡の櫓の轟 <small>さんのみやきょう やぐら とどろ</small>	小 林 市	三之宮峡の溪流が落差7m余りで、巨石に囲まれた滝壺に落ちる音。周りの場所では普通の沢音のように聞こえますが、滝壺をのぞき込むと淵にこもった滝音がとどろきわたることから、「櫓の轟」と呼ばれるようになりました。

第5節 かおり風景

平成13年度に環境省は、豊かなかおりとその源となる自然や文化・生活を一体として将来に残し、伝えていくため“かおり風景”を広く募集しました。全国から約600件の応募があり、環境省は、香り・匂いの専門家や文化・ライフスタイルの専門家からなる「かおり風景100選選定委員会」を開き、応募の中から特に優れた「かおり風景」として100地点を選定しました。

本県では、表5-2-4に示すかおり風景が選ばれています。

表5-2-4 かおり風景100選（本県分）

名 称	所在地	概 要
五ヶ瀬川の鮎焼き	延岡市	秋にはやな場でアユを焼くかおりが河原を漂います。広く市民に浸透した秋のかおりです。大規模なやなを架設し、アユ料理を食べる風景は五ヶ瀬川独自のものとなっています。

第6節 風致地区

風致地区は、都市における自然的景観を主体とした良好な都市景観が形成されている地区です。

具体的には、市街地内の景勝地、市街地周辺の丘陵地、景色のすぐれた水辺地、歴史的意義を有する地区、緑豊かな低密度住宅地など、都市の土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について、都市計画で定めています。

風致地区内では、県の条例（ ）により、建築などの行為について建築物の高さ、建ぺい率、壁面の後退距離など、都市の風致を維持するために必要な規制を行っています。

なお、風致地区の都市計画決定状況は表5 - 2 - 5のとおりです。

() 都市計画法及び関係政令の改正(H12.5及びH13.3)により、10ha未満の風致地区については、平成16年5月17日までに市町村の条例に移行します。

表5 - 2 - 5 風致地区の都市計画決定状況 (平成14年9月30日現在)

都市計画 区域名	市町村名	地区名	風致地区面積(ha)		
			第1種	第2種	計
宮崎広域	宮崎市	蓮ヶ池	27.8	41.5	69.3
		生目古墳	51.5	9.7	61.2
		下北方	105.2	60.0	165.2
		宮崎神宮	26.2	-	26.2
		天神山	12.1	12.3	24.4
		大淀川	-	86.8	86.8
日向延岡 新産業	延岡市	城山	4.5	4.3	8.8
	日向市	伊勢ヶ浜	9.5	10.7	20.2
都城広域	都城市	城山	-	31.7	31.7
		鷹尾	-	4.9	4.9
		都島	-	11.2	11.2
	高城町	観音池	-	44.9	44.9
高鍋	高鍋町	舞鶴	17.1	10.8	27.9
高原	高原町	狭野	-	63.7	63.7
合計		14地区	253.9	392.5	646.4

注) 第1種風致地区の方が第2種風致地区より建築物に対する規制が厳しい。

第3章 都市公園等

第1節 都市公園の整備

都市及びこれら周辺の地域における樹林地、草地、耕地、水辺地等の自然地域は、大気浄化、気象緩和、無秩序な市街地化の防止、公害、災害の防止等に大きな役割を果たすとともに、地域住民の人間形成にも大きな影響を与えるものであることから、健全な都市環境上不可欠なものとして積極的に保護し、育成していく必要があります。このため、都市公園法に基づいて、都市における自然環境の保全と景観の向上を図るための都市公園の整備を積極的に行っています。

また、都市計画法及び宮崎県風致地区条例に基づき、都市における良好な自然的景観を形成している地域について、4市3町の14地区約646.4haを指定して風致を維持し、都市環境の保全を図っています。

なお、本県における都市公園の整備状況は、表5-3-1（資料編P342参照）のとおり、663か所1,631.38haであり、都市計画区域内の人口一人当り公園面積は約17.2㎡です。これは、全国一人当りの公園面積約8.4㎡を大幅に上回っていますが、今後は21世紀初頭を目標として、都市環境の改善や災害時の避難地の確保を図り、さらに増大するスポーツレクリエーション需要に対応するため、都市公園の均衡ある整備を図っていくこととしています。

また、リゾート構想地域における海と緑を活用したリゾート基地の形成を図るため、中核となる都市公園の整備を図っていくこととしています。

第2節 沿道修景等の推進

1 沿道修景

本県では、みどりあふれる住みよい郷土を築くために、「宮崎県沿道修景美化条例」や「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」を制定するなどにより、郷土美化を推進しています。

沿道修景事業は、県内の沿道においてすぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等を行うことによって沿道の修景を図り、もって郷土の美化を推進することを目的としています。「宮崎県沿道修景美化条例」に基づく沿道自然景観地区等の指定現況は、表5-3-2のとおりです。

表5-3-2 沿道自然景観地区等指定の現況（平成14年3月末現在）

名称	指定地区等	備考
沿道自然景観地区	18 地区	面積 1,026.09 ha
沿道修景植栽地区	81 地区	延長 186 km
沿道修景指定樹木	66 か所	

2 屋外広告物

屋外広告物について、郷土の美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するとともに、屋外広告物と地域環境との調和を図り、地域の良好な景観形成に資するため、屋外広告物条例による規制、指導を行っています。

第3節 緑地環境の整備

1 工場の緑化

(1) 現況

工場緑化については、従来より誘致企業と立地協定を締結する際、協定書の中に「工場の環境を整備するため、緑化については積極的に配慮する」旨を明記しており、既存の工場を含めて普及啓発を行い、工場緑化を奨励しています。また、誘致企業に限らず、工場を新設若しくは増設する場合において、一定規模以上の工場は、工場立地法に基づき緑地面積率を20%以上設置することが義務づけられており、積極的な緑地の確保について重点的に指導しています。

注 工場立地法に基づく届出義務のある一定規模以上の工場とは、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場です。

(2) 今後の課題

今後の工場は、生産施設だけでなく、地域の人々からも快く受け入れられ、従業員も気持ちよく働ける環境を提供する考え方で建設されるべきです。

特に、樹木等の緑は、人間性の向上と健康の増進に役立つとともに、大気の浄化、温湿度の調整、騒音の防止等の効果もあるところから、工場建設に際しては、生産施設と同時に、緑地についても並行して計画を進めていくことが必要です。例えば、工場周辺に緑をめぐらし、並木道や芝生の広場等を配置し、それにマッチした形で工場を設置するなど、全体として公園を思わせる、いわゆるインダストリアル・パークのような形態のものが望まれます。

また、このことは、既存の工場についてもいえることであり、つとめて緑化を図る必要があります。

2 公共施設の緑化

(1) 学校

「太陽と緑の国」と呼ばれる本県にふさわしい、緑あふれる明るい教育環境を創造することで、心身ともに健康で豊かな人間性をもった児童生徒を育成するため、学校の緑化を推進しています。

県立学校緑化事業の実施にあたっては、学校環境緑化教育推進モデル校を指定し、学校の地形や修景に配慮した緑化を心がけています。

平成13年度の県立学校緑化事業は、表5-3-3のとおり実施しました。

表5-3-3 県立学校緑化事業（平成13年度）

学 校 名	緑地（整備）面積	事 業 費
本 庄 高 等 学 校	50㎡	798千円
延岡南養護学校	59㎡	1,062千円
計	109㎡	1,860千円

(2) 港 湾

港湾緑地の整備は、港湾環境の快適性を高めるとともに、周辺地域の自然環境の保全、生活環境の改善を図り、地域社会と一体となった港湾空間をつくりだすことを目的としています。

本県においては、円滑な港湾活動と地域社会との結びつきの強化を図るため、表5 - 3 - 4のとおり緑地の整備を進めています。

表5 - 3 - 4 港湾緑地の整備状況 (平成14年4月1日現在)

港 名	全体計画面積 (m ²)	整備済面積 (m ²)
細 島 港	81,000	36,000
宮 崎 港	359,000	136,800
油 津 港	152,000	20,000
古 江 港	2,900	2,900
延 岡 新 港	14,400	14,400
外 浦 港	5,300	5,300
福 島 港	10,200	2,700

第4節 河川等の環境整備

1 河川

河川は、古来より自然発生的に形成され、水辺の生物とそれを取り囲む美しい自然環境のもとに、固有の文化を育み、地域社会に潤いを、人々へやすらぎを与えてきました。

河川もまた、経済社会の発展とともに、大きな変貌を余儀なくされていますが、近年、河川環境の特性が再び脚光を浴び、地域住民の潤いのある生活空間の一部として、河川環境に大きな期待が寄せられています。

こうした背景において、本県では、平成9年度を初年度とする第9次治水事業七箇年計画に基づき、河川改修、ダム建設等を計画的に実施し、治水上の安全を確保しながら、親水性の向上や河川に生息する動植物の生態系の保全、良好な河川景観の保全・創造を図るなど、「うるおいのある水辺づくり」を積極的に推進しています。

表5-3-5 河川環境整備の実績

(単位：千円)

事業名	工種	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
公共事業	ダム周辺環境整備	30,000	46,500	119,700	174,300	105,000	171,000	136,800	-	-	-	-	-
	河川環境整備	18,000	24,000	24,000	42,000	18,000	24,000	69,000	42,000	39,000	36,000	12,000	21,000
単体事業	ひむかの川辺づくり事業	-	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	155,000	150,000	150,000	150,000	150,000	146,000
	水と緑の渓流づくり事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,000	20,000
	ふれあい渓流づくり事業	-	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	-	-
	渓流の自然石活用事業	-	-	-	-	40,000	40,000	20,000	-	-	-	-	-
	地方特定河川等環境整備事業	-	-	625,000	761,000	567,000	931,000	1,419,000	300,000	369,000	250,000	215,000	5,000

(は、砂防、ダム、災害分を含みます。)

2 漁港の環境整備

漁港は、漁業生産活動の拠点であるとともに、漁村地域の住民にとっては日常生活の場でもあります。

快適で潤いのある漁港空間を形成するためには、緑地・広場等の公園整備をはじめとする環境整備事業や生活雑排水の適正な処理、漁港及び漁港周辺の清掃等、地域と一体となった美化活動を促進する必要があります。

漁港における環境整備関連事業の実績は、表5-3-6のとおりです。

表5-3-6 漁港環境整備事業の実績 (単位：千円)

事業名	内 容	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13年度
公 共	緑地広場	35,000	10,000	56,740	111,000	25,000	105,000	80,000	130,000	70,000
	小 計	35,000	10,000	56,740	111,000	25,000	105,000	80,000	130,000	70,000
県 単 独	緑地管理	659	659	659	7,230	8,987	9,184	8,931	8,171	8,171
	廃油処理	515	515	515	-	-	-	-	-	-
	海洋清掃	4,227	274,2	4,227	4,185	4,986	5,789	6,042	5,300	5,300
	環境整備	-	101,640	36,290	-	20,000	-	-	-	-
	そ の 他	247	247	247	247	247	247	247	247	247
	小 計	5,648	107,288	41,938	11,662	34,220	15,220	15,22	13,718	13,718
合 計		40,648	117,288	98,678	122,662	59,220	120,220	95,22	43,718	83,718

3 海岸の環境整備

海岸整備においては、近年の余暇時間の増加やゆとりを大切にするライフスタイルの浸透を背景に、本来の海岸保全機能の確保を基本としつつ、海岸利用者の立場に立った、快適で親しみやすい海岸の整備が望まれています。

また、多くの生物が生存し、人と生物とのふれあいの場となる海岸では、自然環境に配慮した整備を進めていく必要があります。

このような考えにより、人と自然にやさしく、また憩いの場の提供として海岸環境整備を行っています。

表5-3-7 海岸環境整備事業の実績 (単位：千円)

事業名	7 年度	8 年度	9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度
公 共	海岸環境	549,000	525,000	411,000	379,200	240,000	339,900
	環境局改	-	-	-	-	-	-
計		549,000	525,000	411,000	379,200	240,000	339,900
県 単	海岸環境	280,000	310,000	120,000	165,000	165,000	180,000
	計	280,000	310,000	120,000	165,000	165,000	180,000
合 計		829,000	835,000	531,000	544,200	405,000	519,900